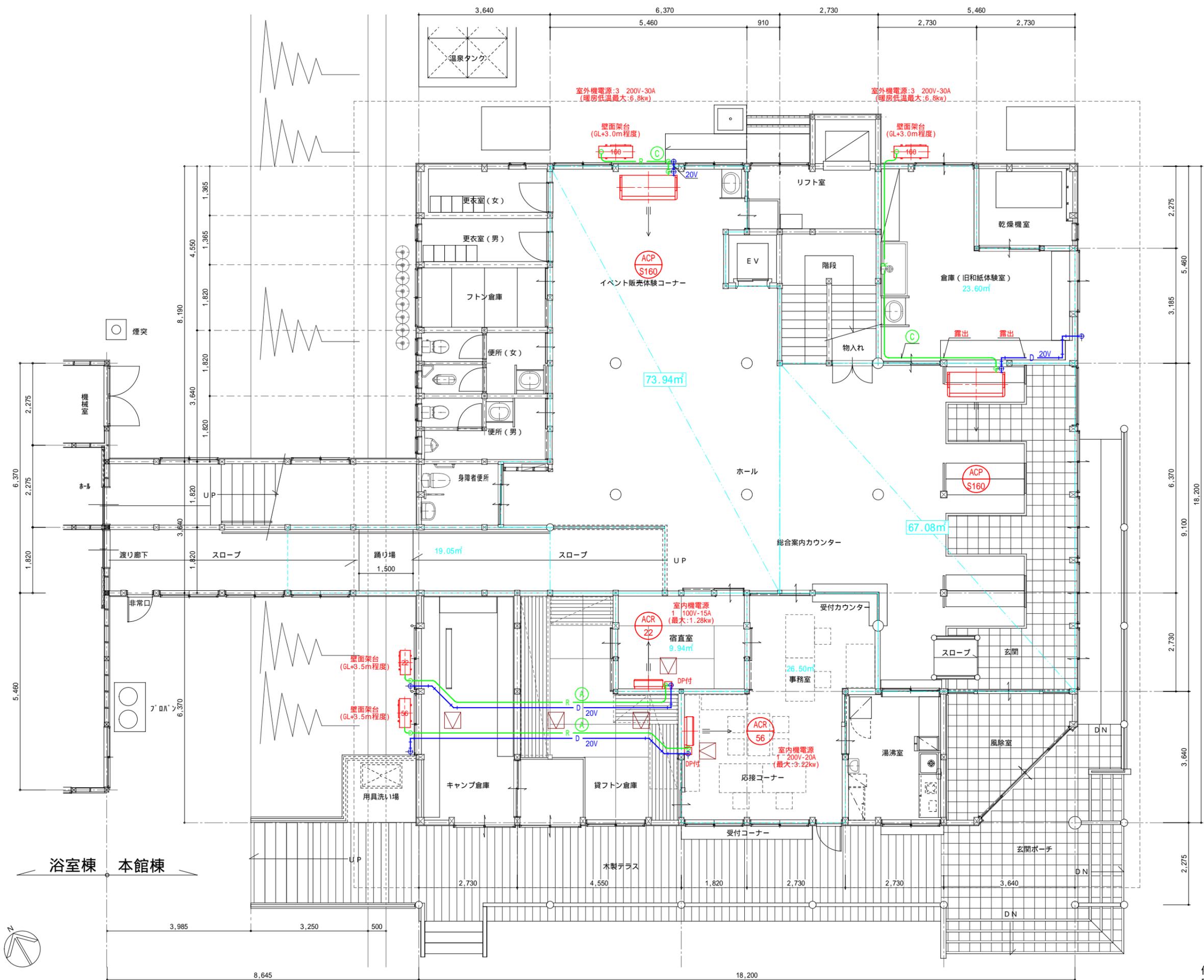


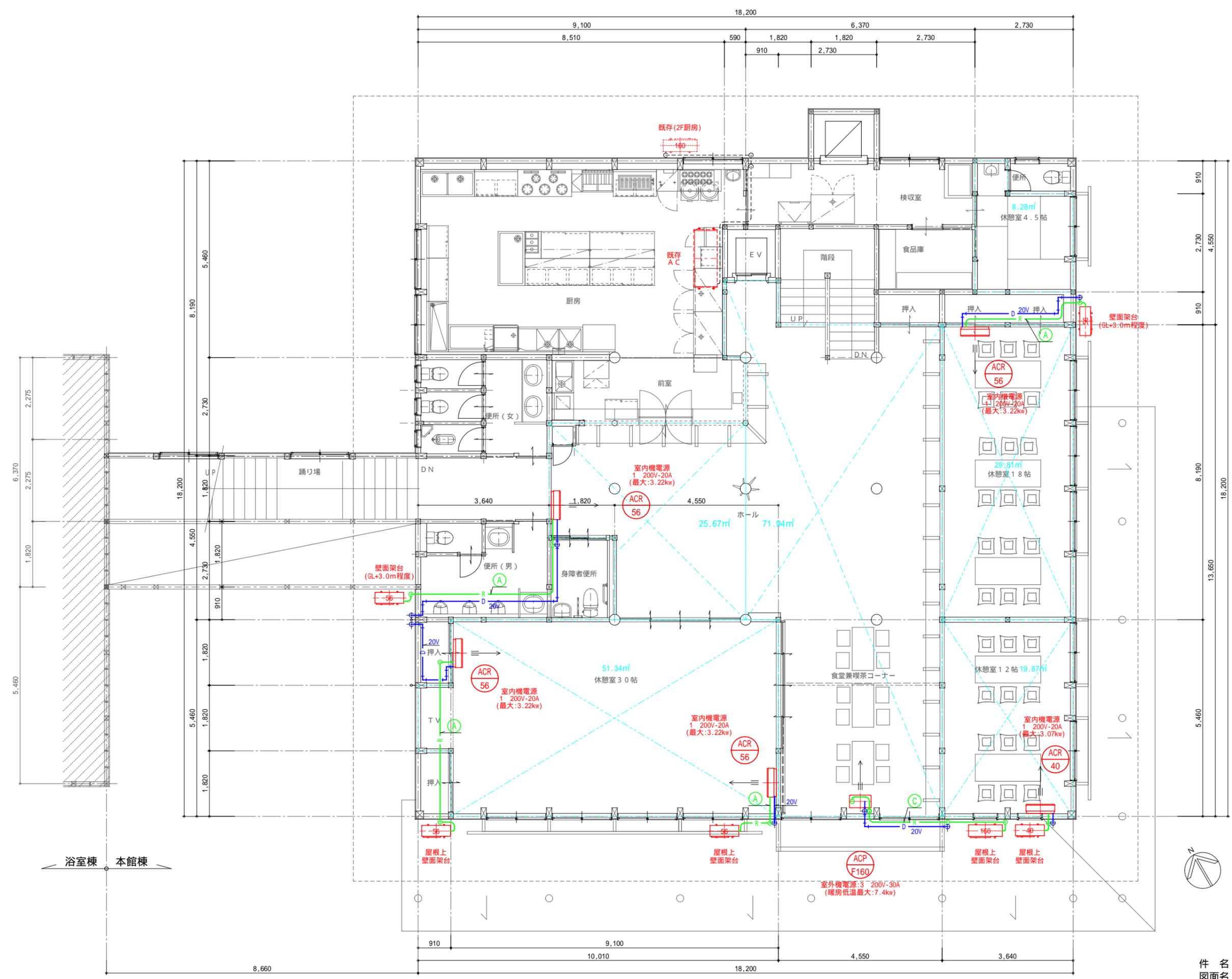
令和 6 年度										鹿瀬温泉赤湯 空調設備更新					工事 (実施 変更) 設計書					調査					
事業名										工事番号					令和 年 月 日着手					設計					
赤湯・青少年旅行村管理運営費										箇所番号		工区		工区		枝番		工事日数		日間		令和 7 年 3 月 27 日竣工			
実施設計額										円					施工地名										
変更設計額										円					東蒲原郡 阿賀町										
実施請負額										円					角神地内										
変更請負額										円					- 市 - 村										
実施 元 設計概要		空調設備設置 N=10基										変更 設計概要													

冷媒管サイズ表		
記号	ガス管()	液管()
(A)	9.5	6.4
(B)	12.7	6.4
(C)	15.9	9.5



件名：かのせ温泉 赤湯
 図面名：本館棟 空調設備 1階平面図
 縮尺：A3 1/100

冷媒管サイズ表		
記号	ガス管()	液管()
Ⓐ	9.5	6.4
Ⓑ	12.7	6.4
Ⓒ	15.9	9.5



件名：かのせ温泉 赤湯
 図面名：本館棟 空調設備 2階平面図
 縮尺：A3 1/100

鹿瀬温泉赤湯空調設備更新工事 仕様書

1.概要

- ・件名 鹿瀬温泉赤湯空調設備更新工事
- ・箇所 阿賀町鹿瀬 11540 番地 1
- ・工事内容 施設内空調更新及び既設空調設備(室外機)の撤去工事

2.特記仕様書

(1) 空調設備仕様

以下のとおりとする。なお、機械設備の選定の際は、技術資料等を提出し発注者の承諾を得ること。

品目/規格	数量	箇所
1.ルームエアコン(ACR 2 2) 標準タイプ、壁掛型、ドレンポンプ 冷房能力 2.2kw/暖房能力 2.8kw フード(吹出口)、壁面用架台(メッキ)	1 台	1F 職員室
2.ルームエアコン(ACR 5 6) 標準タイプ、壁掛型、ドレンポンプ 冷房能力 5.6kw/暖房能力 6.7kw フード(吹出口)、壁面用架台(メッキ)	1 台	1F 事務室
3.空冷式パッケージエアコン(ACP160) 標準タイプ、天井吊型 冷房能力 14.0kw/暖房能力 16.0kw 防雪フード(吹出口)、壁面用架台(メッキ) L字管、ワイヤードエアコン	2 台	1F ホール
4.ルームエアコン(ACR 4 0) 標準タイプ、壁掛型、ドレンポンプ 冷房能力 4.0kw/暖房能力 5.0kw フード(吹出口)、壁面用架台(メッキ)	1 台	2F 休憩室 1 2 帖
5.ルームエアコン(ACR 5 6) 標準タイプ、壁掛型、ドレンポンプ 冷房能力 5.6kw/暖房能力 6.7kw フード(吹出口)、壁面用架台(メッキ)	4 台	2F ホール 2F 休憩 18 帖 2F 休憩 30 帖×2 台
6.空冷式パッケージエアコン(ACP160) 標準タイプ、床置きスタンド型 冷房能力 14.0kw/暖房能力 16.0kw 防雪フード(吹出口)、壁面用架台(メッキ) ワイヤードエアコン	1 台	2F ホール

(2) 資材

本工事に使用する資材はすべて新品とする。

(3) 電力・水等

必要な電力・水等は請負者にて対応する。

(4) 工程管理

電気・水道等施設運営上必要な機能を停止する場合、事前に施設管理者と日程調整し、了承を得ること。

(5) その他

なし

鹿瀬温泉赤湯空調設備更新工事 特記仕様書

第1条 適用範囲

1. 本工事の施工にあたって請負者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本特記仕様書、国土交通省大臣官房長官官繕部監修「公共建築工事標準仕様書令和4年度版(各工事編)」(以下標準仕様書という)、「公共建築改修工事標準仕様書令和4年度版(機械設備工事編)」(以下、改修標準仕様書という)、「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年度版」(以下、解体共通仕様書という)、及び新潟県土木工事標準仕様書を適用するものとする。
2. 本工事の主任技術者または監理技術者は、下表に該当する資格者とする。

許可を受けている業種	指定建設業(7業種) (土木・建築・管・鋼構造物・舗装・電気・造園)工事業			その他(左記以外の22業種) (大工・左官・とび・土工・コンクリート・石・屋根・タイル・れんが・ブロック・鉄筋・しゅんせつ・板金・ガラス・塗装・防水・内装仕上・機械器具設置・熱絶縁・電気通信・さく井・建具・水道施設・消防施設・清掃施設・解体)工事業		
	許可の種類	特定建設業者	一般建設業者	特定建設業者	一般建設業者	
元受工事における 下請け金額の合計	4,000万円※1 以上	4,000万円※1 未満	4,000万円※1 以上は 契約できない	4,000万円 以上	4,000万円 未満	4,000万円 以上は 契約できない
工事現場の技術者制度	元受工事における 置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の 資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣 認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)	①一級国家資格者 ②指導監督的な 実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)	
	技術者の 現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が3,500と万円※2以上となる工事				
	監理技術者資格 者証の必要性	技術者の専任を 要する建設工事 のときに必要	必要なし	技術者の専任を 要する建設工事 のときに必要	必要なし	

※1:建築一式工事の場合は、6,000万円 ※2:建築一式工事の場合は、7,000万円

3. 資格証明書の提出

上記に掲げた項目に該当する「主任技術者、監理技術者決定通知書」に資格証明書の写しを添付すること。

4. 活用の基準

上記の基準により主任技術者及び監理技術者を置くことが過重な負担となる時は、監督員にその旨申し出て協議すること。

5. 本工事は概数発注で発注するものである。なお、詳細については監督職員の指示に従うものとする。

6. 段階確認

請負者は、「土木工事監督技術基準 別表2」にある工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は、種別、細別、確認時期及び項目の予定を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

7. 工事材料の品質

請負者は、「土木工事監督技術基準 別表 1」にある工事材料については、事前に監督職員の検査（確認を含む）を受けるものとし、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出しなければならない。

8. 施工計画書

請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事および緊急を要する工事においては監督職員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる。

又、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない

第2条 施 工

1. 作業残土等の処理

2. 施工機械

1) 排出ガス対策型建設機械

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 1 0 月 8 日付建設省経機発第 2 4 9 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間建設技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地価連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

2) 低騒音建設機械

本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用が原則となる場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただ

し、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。また、低騒音型建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

第3条 疑義・その他

1. 連絡体制の確立と速やかな連絡の徹底

当該現場で公衆災害が発生した場合に必要な他機関（保健所、警察署、市町村、消防署等）を含めた連絡体制の策定と、発生時の現場から監督職員への速やかな連絡を徹底すること。

2. 建設機械等の設置位置の適正化

建設機械等を設置する場合、その設置位置については周囲の状況を十分に勘案のうえ、安全かつ適切な場所とするとともに、万が一油漏れ等の事故が発生した場合に備えた対策を事前に講じておくこと。

3. 建設機械等の点検・整備

安全管理責任者を定め、始業・終業点検等を定められたチェックシートにより点検し、不具合な箇所は整備すること。

4. 建設機械の油漏れ等発生時の臨機の措置

1) 当該現場での処置

油漏れ等が発生しても拡散しないような敷シート等による措置を徹底すること。

2) マット等対策資材の整備

油漏れ等が発生した場合に備えて当該現場におけるマット等対策資材を整備すること。

3) 他機関との連携

保健所、警察署、消防署等との日頃からの連携を密にしておくこと。

5. 請負者は、上記以外の事項及び疑義が生じた場合、その都度監督職員と協議すること。

以上